（別　紙）

水浴場水質判定基準

1.　「判定基準」については、以下の表に基づき次のとおりとする。

(1)　ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2)　表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」または「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」または「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」または「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	ＣＯＤ	透 明 度
適	水質AA	不検出 （検出限界 2 個／100mL）	油膜が認められない	2mg／L 以下 （湖沼は 3mg／L 以下）	全　透 （または 1m以上）
	水質A	100 個／100mL 以下	油膜が認められない	2mg／L 以下 （湖沼は 3mg／L 以下）	全　透 （または 1m以上）
可	水質B	400 個／100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg／L 以下	1m未満 ～50 ㎝以上
	水質C	1,000 個／100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg／L 以下	1m未満 ～50 ㎝以上
不 適		1,000 個／100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg／L 超	50 ㎝未満*

（注）・ 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
・「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
・ CODの測定は日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。
・ 透明度（ *の部分）に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2.　「改善対策を要するもの」については、次の(1)または(2)のいずれかに該当する水浴場とする。

(1)　「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個／100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。

(2)　油膜が認められたもの。